平成２１年（フ）第８４号
山形県東置賜郡高畠町大字馬頭1049番地の１
債務者　沼澤由美子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第８５号
山形県東置賜郡高畠町大字馬頭1049番地の１
債務者　沼澤　勝代
１　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１５号
福島県いわき市勿来町酒井小山下75番地の37、住民票上の住所福島県いわき市勿来町窪田御前崎17番地の６
債務者　矢代　春江（旧姓西原）
１　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２７６号
埼玉県川越市大字木野目1802番地５
債務者　井ノ原　卓
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９６号
埼玉県入間市東藤沢８丁目40番１号　エリールモリタB102
債務者　山口美香子
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３０８号
埼玉県所沢市三ケ島１丁目632番地の３
債務者　高田　敏雄
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３２０号
埼玉県川越市並木新町14番地４計谷コーポ205号室
債務者　守屋　克男
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８２号
千葉県印西市小倉台１丁目１番地ＳＰ棟1402号
債務者　兼田藤吉郎
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１８８号
千葉県佐倉市大蛇町433番地２　県営住宅２棟201号
債務者　岡安　敬子（旧姓長嶋）
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９５号
千葉県八千代市村上3565番地10
債務者　後藤　治美
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９６号
千葉県佐倉市小篠塚324番地
債務者　牛玖　　潔
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２１号
千葉県富里市立沢新田48番地603
債務者　柿崎　一美
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２７号
千葉県八街市八街は18番地286
債務者　今関　宗明
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２３５号
千葉県佐倉市上志津原107番地２
債務者　尾上　　豊
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２０７号
静岡県伊東市岡429番地の１　いづみ荘寮203号
債務者　中島　忠雄
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４１号
愛知県清須市新清洲４丁目２番地８
債務者　茶笑家前飛保店こと　秋吉　　浩
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４２号
名古屋市中川区富田町大字戸田字宮田30番地戸田荘29棟402号
債務者　徳見　孝子
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４３号
名古屋市中川区富田町大字戸田字宮田30番地戸田荘29棟402号
債務者　徳見　直子
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部